

23税第394号
平成23年8月30日

南相馬市議会議長 平田 武 様

南相馬市長 桜井 勝延

再 議 書

平成23年8月23日第7回南相馬市議会臨時会に修正議決された「議案第65号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

第1 課税の公平性について

課税については、公平・中立・簡素の原則が重要である。この中で最も大切な公平の原則は、さまざまな状況にある人々が、それぞれの負担能力に応じて分かち合うという意味です。税を納付することは国民の義務であり、その上で個々の納税者の事由によりそれぞれ減免措置を講じるべきであり、一部地域の実情をもって、人的課税である個人市民税で負担能力のある人にも一律的な減免措置を講じることは適切ではありません。

第2 減収分の財源補てんについて

国の減免措置の基本的な考え方として、人的課税である個人市民税では市民一人ひとりの収入の状況に応じて対応すべきものとの見解が示されていることから、現時点では国、県からの減収分の財源補てん措置はありません。

市の対応策として、基金の取崩しや歳出の削減が考えられるところですが、今後の復興に向けた取組への必要な財源の確保や市民への行政サービスを維持するためには、確実な財源補てんがない限りは、修正された減免条例に対応することは困難です。